

湯沢町水田基盤等整備事業補助金の流れ

< 準 備 >

(1) 対象者

- ・対象農地の所有者、耕作者、作業受託者
- ・町税の滞納のない方

※上記2つを共に満たしている必要があります。

(2) 対象事業

- ・畦抜き等水田の整備
- ・農道及び用排水路整備
- ・災害により被害を受けた水田を原形に復旧する事業

(3) 対象とならない農地

- ・土地改良区が行う土地改良事業によって整備された農地
- ・国や県、町、及びその他農業関係機関の補助事業により整備された農地

< 申込み >

下記の書類を揃え、役場環境農林課に申請してください。

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・最新の納税証明書
- ・工事の見積書の写し及び図面
- ・工事着手前の現場写真

(必要に応じ提出する書類)

- ・ 賃借権や利用権、作業受託が証明できる書類の写し (契約書等)

< 交付決定 >

- ・ 申請から 1 週間～ 1 0 日程度で交付決定通知が出ます。
- ・ 交付決定後、工事に着手してください。

< 工事完了後 >

工事が完了したら下記の書類を速やかに役場環境農林課に提出してください。

- ・ 事業成績報告書
- ・ 事業成績書
- ・ 収支決算書
- ・ 工事に係る業者の領収書、内訳書
- ・ 工事写真
- ・ 補助金請求書

※注意事項

- ・ 工事着手後または完了後に申請した場合、補助金は出ません。
- ・ 交付決定通知より前に工事に着手した場合、補助金は出ません。
- ・ 当初の申請 (交付決定) 内容と変更が生じた場合は、速やかに環境農林課までご相談ください。